

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱
の一部を改正する告示

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱（平成元年告示第156号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）附則第4条の規定により保育士とみなされる保健師、看護師又は准看護師並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園において教育及び保育に従事する者をいう。</p> <p>(補助事業の名称等)</p> <p>第3条 補助対象となる事業（以下「補</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士及び同法第45条第2項の規定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）附則（平成10年4月9日厚生省令第51号）第2項によって保育士とみなされる保健師、看護師又は准看護師並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園において教育及び保育に従事する者をいう。</p> <p>(補助事業の名称等)</p> <p>第3条 補助対象となる事業（以下「補</p>
第3条 補助対象となる事業（以下「補	第3条 補助対象となる事業（以下「補

助事業」という。)は、次のとおりとし、その範囲及び交付基準額は、別表に定めるところによる。

(1)から(14)まで 略

(15) 給食費等臨時特例補助事業

別表 (第3条関係)

区分	範囲	交付基準額	摘要
1の項から9の項まで 略	略	略	略
10 保育士宿舎の借り上げ支援事業	市内の保育士宿舎に士1人当たりお月額 60,000円だける保育士用宿舎の締結した契約により同月以後に宿舎に入居し本事業の対象となった者が、本事業の対象とな	市内の保育士宿舎に入居する保育士1人当たりお月額 60,000円だける保育士用宿舎に本事業の対象となる場合及び同月までに締結した契約により同月以後に宿舎に入居し本事業の対象となった者が、本事業の対象とな	保育人材確保事業に(平成29年4月17日雇児発0417第2号)別添4

助事業」という。)は、次のとおりとし、その範囲及び交付基準額は、別表に定めるところによる。

(1)から(14)まで 略

別表 (第3条関係)

区分	範囲	交付基準額	摘要
1の項から9の項まで 略	略	略	略
10 保育士宿舎の借り上げ支援事業	市内の保育士宿舎に士1人当たりお月額 60,000円だける保育士用宿舎の締結した契約により同月以後に宿舎に入居し本事業の対象となった者が、本事業の対象とな	市内の保育士宿舎に入居する保育士1人当たりお月額 60,000円だける保育士用宿舎に本事業の対象となる場合及び同月までに締結した契約により同月以後に宿舎に入居し本事業の対象となった者が、本事業の対象とな	保育人材確保事業に(平成29年4月17日雇児発0417第2号)別添4

<p>に 要 す る 経 費</p>	<p>った日の属する月の翌月以後も引き続き同じ宿舎に居し本事業の対象となる場合にあっては、次の額を交付基準額とする。 月額 82,000円</p>	<p>保 育 士 宿 舎 借 上 げ 支 援 事 業 実 施 要 綱 に お け る 実 施 件 交 付 件 と す る。 た だ し、 本 市 の 住 民 基 本 台 帳 に 記 録 さ れ て い る 保 育 士 が、 転</p>
--	---	--

<p>に 要 す る 経 費</p>	<p>った日の属する月の翌月以後も引き続き同じ宿舎に居し本事業の対象となる場合にあっては、次の額を交付基準額とする。 月額 82,000円</p>	<p>保 育 士 宿 舎 借 上 げ 支 援 事 業 実 施 要 綱 に お け る 実 施 件 交 付 件 と す る。 た だ し、 市 内 に 住 民 登 録 が あ る 保 育 士 が、 転 居 し 保 育 用 宿</p>
--	---	--

			居し 保育 士用 宿舎 に入 居す 場合 を除 く。 また 、補 助対 象経 費の 4分 の1 は、 事業 者の 負担 とす る。
11の項 から14 の項ま で 略	略	略	略
15 給給 食費食 等臨に 時特係	(1) 保育所及び認 定こども園		(1) 定員 は、 令和
	定員	年額	
	20人以	190,000円	

			舎に 入居 す場 合を 除く 。ま た、 補助 対象 費の 4分 の1 は、 事業 者の 負担 とす る。
11の項 から14 の項ま で 略	略	略	略

例補 助事 業	る 賄 材 料 費 及 び 光 熱 費 の 高 騰 に よ り 要 す る 経 費	下		4 年 4 月 1 日 に お け る 3 児 ら 5 児 ま の 定 の 計 す 。 た し、 稚 園 認 こ も に あ て は、 日 お て に
		21 人 以 上 40 人 以下	650,000円	
		41 人 以 上 50 人 以下	790,000円	
		51 人 以 上 60 人 以下	940,000円	
		61 人 以 上 65 人 以下	1,070,000 円	
		66 人 以 上 70 人 以下	1,130,000 円	
		71 人 以 上 75 人 以下	1,140,000 円	
		76 人 以 上 80 人 以下	1,330,000 円	
		81 人 以 上 85 人 以下	1,360,000 円	
		86 人 以 上 90 人 以下	1,430,000 円	
91 人 以	1,500,000			

上 95 人 以下	円
96 人 以 上 100 人 以下	1,570,000 円
101 人 以 上 105 人 以下	1,640,000 円
106 人 以 上 110 人 以下	1,710,000 円
111 人 以 上 115 人 以下	1,780,000 円
116 人 以 上 120 人 以下	1,850,000 円
121 人 以 上 125 人 以下	1,920,000 円
126 人 以 上 130 人 以下	1,990,000 円

市の住民基本台帳に記されている3歳から5歳までの在園児の数を合算とする。

131 人	2,060,000
以 上	円
135 人	
以 下	
136 人	2,120,000
以 上	円
140 人	
以 下	
141 人	2,180,000
以 上	円
145 人	
以 下	
146 人	2,240,000
以 上	円
150 人	
以 下	
151 人	2,300,000
以 上	円
155 人	
以 下	
156 人	2,360,000
以 上	円
160 人	
以 下	
161 人	2,420,000
以 上	円
165 人	
以 下	
166 人	2,480,000

以 上 170 人 以下		円
171 人 以 上 175 人 以下	2,540,000	円

(2) 小規模保育事業

定員	年額
19 人 以 下	50,000円

(2) 定員は、令和4年4月1日における0歳から2児までの定員の合計とする。

備考 略

備考 略

「

保育士等処遇改善 臨時特例補助事業								
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

」を

「

保育士等処遇改善 臨時特例補助事業								
給食費等臨時特例 補助事業								

」に

改める。

様式第10号及び様式第11号中

「

保育士等処遇改善 臨時特例補助事業								
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

」を

「

保育士等処遇改善 臨時特例補助事業								
給食費等臨時特例 補助事業								

」に

改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。